

一般社団法人グリーンスローモビリティ協議会
定款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人グリーンスローモビリティ協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、会員相互の連携を図り、グリーンスローモビリティの推進及び普及促進、並びに多様なスローモビリティの活用に資する環境・空間を構築するスローなまちづくりや社会におけるゆっくりの移動価値観の醸成などに取り組み、もってグリーン社会及び持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グリーンスローモビリティに関する情報の収集・共有・発信
- (2) グリーンスローモビリティ運営に関するノウハウの共有、ツールの開発
- (3) グリーンスローモビリティ導入を検討する地域等の相談受付
- (4) グリーンスローモビリティに関わるレポートの作成
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員

この法人の目的に賛同するとともに、グリーンスローモビリティの運行若しくは実証実験等（以下「運行等」という。）又は事業、研究若しくは受注等（以下「事業等」という。）を実施している地方自治体、民間企業、非営利団体等

（２）賛助会員

この法人の目的に賛同するとともにグリーンスローモビリティの運行等又は事業等を計画・検討しており、かつメンバーから推薦された地方自治体及び民間企業、非営利団体等、及びグリーンスローモビリティに関する調査研究を行う個人研究者

- ２ この法人の会員となるには、理事会の承認を要するものとする。
- ３ 会員は、この法人の活動において法令を遵守するものとする。
- ４ 第１項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（正会員等の資格の取得）

第６条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を社員総会に提出しなければならない。

（年会費）

第７条 正会員は、年会費として１口１０万円を、毎年社員総会で決定した日までに、納入しなければならない。

２ 賛助会員は、年会費として１口５万円を、毎年社員総会で決定した日までに、納入しなければならない。

３ 前各項の規定に関わらず、行政機関を始めとする非営利団体の正会員及び賛助会員並びに個人の賛助会員は、年会費を納入することを要しない。

（任意退会）

第８条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総社員の半数以

上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第7条の年会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に定時社員総会を開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日1週間（社員総会に出席しない正会員が書面によって（電磁的方法によって）議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で（電磁的方法により）、その通知を発しなければならない。
- 4 第1項の場合において、次に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとる。
 - (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書面
 - (3) 一般法人法第125条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) 不可欠特定財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、社員を除名する決議に際しては、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(社員総会への報告の省略)

第18条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、理事長と称する。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名を副理事長とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故のあるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対してその職務執行の対価として、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により副理事長が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 署名人に指名された理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の募集)

第34条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第35条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第38条 基金の返還を行うときは、返還をする基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第10章 附 則

(設立時主たる事務所所在地)

第42条 当法人の設立時の主たる事務所所在地は、次のとおりとする。

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目15番3号

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(略)

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 三重野真代

設立時理事 山田康文

設立時理事 田口慎一郎

設立時理事 宗村正弘

設立時理事 寺下満

設立時理事 西利也

設立時監事 岩本雅之

(設立時の代表理事)

第45条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 三重野真代

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年8月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。